



監修：弁護士 [工藤 良平](#)
文責：弁護士 [小林 郁也](#)

【判決要旨】

いわゆるネットワーク関連発明に係る特許権について、上告人（第1審被告）の実施行為の一部が我が国の領域外で行われた場合（システムを構成するサーバが国外に所在する場合）であっても、

(1) 令和5年（受）第14・15号事件（以下「**第1事件**」という。）

問題となる行為を全体としてみて、実質的に我が国の領域内における「電気通信回線を通じた提供」（特許法2条3項1号）、「譲渡等」（同法101条1号）に当たると評価される時、

(2) 令和5年（受）第2028号事件（以下「**第2事件**」という。）

システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」（同法2条3項1号）に当たると評価される時は、

それぞれ我が国の特許権の効力が及ぶ。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」に係る特許権（以下「本件特許権①」という。）及び「コメント配信システム」に係る特許権（以下「本件特許権②」という。）の特許権者であるX社（被上告人、第1審原告）が、動画配信サービスの運営等を業とするY1社及びY2社（上告人、第1審被告）により米国に所在するサーバからインターネットを通じて提供される動画共有サービス（以下「本件サービス」という。）について、本件サービスに

用いられるプログラム（以下「本件プログラム」という。）がインストールされた情報処理端末である装置（以下「本件装置」という。）が本件特許権①に係る発明の技術的範囲に属するものであり、Yらによる本件プログラムの配信行為等が「電気回線を通じた提供」（特許法 2 条 3 項 1 号）や「譲渡等」（同法 101 条 1 号）に該当し、本件特許権①を侵害すること（第 1 事件）、また、本件サービスのシステム（以下「本件システム」という。）は本件特許権②に係る発明の技術的範囲に属するものであり、ユーザ端末にファイル（以下「本件ファイル」という。）を配信することが本件システムの「生産」（同法 2 条 3 項 1 号）に該当し、本件特許権②を侵害すること（第 2 事件）を主張し、Yらに対し、本件ファイルの我が国のユーザ端末への送信、本件装置の電気通信回線を通じた提供の差止、サーバの除去及び損害賠償金（第 1 事件につき内金 1 億円、第 2 事件につき 10 億円、）及び遅延損害金の支払等を求めた事案である。

2 事実関係の概要

(1) 当事者等

X社は、コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、製造、販売及び賃貸等を業とする日本の株式会社である。

Y1社は、インターネットを利用した動画配信サイトの運営等を業として、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人である。

Y2社は、Y1社の日本における業務代行拠点として設立された法人であり、サーバの設置や管理、インターネットを利用した各種情報提供サービス等を業とする日本の株式会社である。

(2) 事実経緯

ア 本件特許権①・②の出願、設定登録

X社は、以下のとおり、本件特許権①及び本件特許権②につきそれぞれ出願の上、特許権の設定登録を受けた。

	本件特許権①-1	本件特許権①-2	本件特許権②
出願日	平成 22 年 11 月 30 日	平成 18 年 12 月 11 日	平成 30 年 10 月 29 日
原出願日	平成 18 年 12 月 11 日	—	平成 19 年 3 月 2 日
登録日	平成 23 年 4 月 28 日	平成 23 年 3 月 4 日	令和元年 5 月 17 日
発明の名称	表示装置、コメント表示方法、及びプログラム	表示装置、コメント表示方法、及びプログラム	コメント配信システム

本件特許権①及び本件特許権②に係る発明は、動画を再生するとともに、動画再生

時間に対応するコメント付与時間が対応づけられたコメントをコメント情報から読み出し、コメント同士が重ならないように調整するなどしつつ、動画とともにコメントを表示させる効果を有するものである¹。

イ Yらによる本件サービスの運営

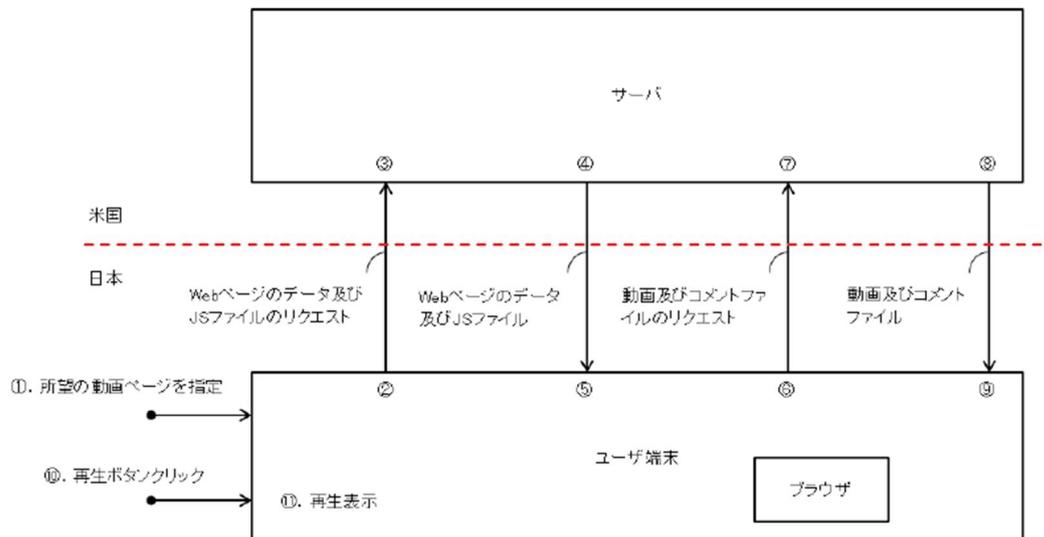
Y1は、本件特許権①及び本件特許権②が設定登録を受けて以降、業として本件サービスを運営していた。本件サービスは、動画を再生して閲覧している各ユーザが、その動画に対してコメントを付与することができ、動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントが表示されるものである。また、本件サービスは、ウェブサイト上でインターネットを介して日本に所在するユーザにも提供されており、日本語による表示、入力等が可能であるとともに、日本における端末から利用することが可能であった。

動画ファイル及びコメントファイルはYらが管理するサーバに保存され、これらのファイルを、動画表示操作を行ったユーザのユーザ端末に配信し、これを受信したユーザ端末のディスプレイに、当該動画及びコメントを表示させている。

当該サーバはYらによって米国内に設置されている。

(※本件システムの動作²)

【図】



【論点】

¹ 本稿では紙幅の都合上、特許請求の範囲は引用を省略する。

² 第2事件控訴審判決別紙8-1より引用。なお、第2事件では本件サービスのうちHTML5版とFLASH版のサービスが本件特許権②を侵害するものとして争われているところ、同図はHTML5版のシステムを図示したものである。

実行行為の一部が海外で行われた（サーバが海外に所在する）場合にも、ネットワーク関連発明に係る日本の特許権の効力が及び、日本における特許権侵害が成立するか

【訴訟の経過】

1 第1審

(1) 第1事件（東京地判平成30年9月19日）

第1事件第1審は、本件プログラム及び本件装置は、いずれも本件特許権①に係る発明の技術的範囲に属さないとして、X社の請求をいずれも棄却した（本論点に対する判断はなされていない）。

(2) 第1事件（東京地判令和4年3月24日）

第2事件第1審は、本件システムは本件特許権②に係る発明の技術的範囲に属するとしつつ、以下のとおり判示し、X社の請求をいずれも棄却した。

「物の発明の『実施』としての『生産』（特許法2条3項1号）とは、発明の技術的範囲に属する『物』を新たに作り出す行為をいうと解される。また、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する属地主義の原則...からは、上記『生産』は、日本国内におけるものに限定されると解するのが相当である。したがって、上記の『生産』に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要であると解すべきである」。Yらの設置するサーバが米国に存在する以上、「日本国内の構成要素であるユーザ端末のみでは...（本件特許権②に係る発明の）構成要件を全て充足しないことになるから」、本件システムが本件特許権②に係る発明の対象となるコメント配信システムが日本国内で生産されていると認めることはできない。

2 控訴審

(1) 第1事件（知財高判令和4年7月20日）

第1事件控訴審は、第1審と異なり、本件プログラム及び本件装置のうち一部は、本件特許権①に係る発明の技術的範囲に属すると判断した上、以下のとおり、本件プログラムの配信行為が電気回線を通じた「提供」（特許法2条3項1号）にあたるとした。

「我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国の特許権は、日本国の領域内においてのみ効力を有するものである...。そして、本件配信を形式的かつ分析的にみれば、...本件通信の全てが日本国の領域内で完結していない面があることは否めない。しかしながら、本件発明...のようにネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会

において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。他方、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発言しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう『提供』に該当すると解するのが相当である」（傍線筆者）。

(2) 第2事件（知財高判令和5年5月26日）

第2事件控訴審においては、大合議判決によって第1審の判決を変更し、特許法2条3項1号の「生産」該当性につき以下のとおり判示して、Yらによる本件特許権②の侵害を認めた。なお、同審では、本論点につき第三者意見募集制度（特許法105条の2の11）が初めて活用されている。

「特許権についての属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものであるところ...、我が国の特許法においても、上記原則が妥当するものと解される。...ネットワーク型システムにおいて、サーバが日本国外...に設置されることは、現在、一般的に行われており、また、サーバがどの国に存在するかは、ネットワーク型システムの利用に当たって障害とならないことからすれば、被疑侵害物件であるネットワーク型システムを構成するサーバが国外に存在していたとしても、当該システムを構成する端末が日本国内...に存在すれば、これを用いて当該システムを国内で利用することは可能であり、その利用は、特許権者が当該発明を国内で実施して得ることができる経済的利益に影響を及ぼし得るものである。そうすると、ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法2条3項の『実施』に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。他方で、当該システムを構成する要素の一部である端末が国内に存在することを理由に...『実施』に該当すると解することは、当該特許権の過剰な保護となり、経済活動に支障を生じる事態となり得るものであって、これも妥当ではない。これらを踏まえると、ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が、特許法2条3項1号の『生産』に該当するか否かについては、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは...『生産』に該当すると解するのが相当である」（傍線筆者）。

3 上告審（最二小判令和7年3月3日）

最高裁は、Yらによる上告受理申立てのうち、我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてプログラムを配信するYらの行為が特許法2条3項1号の「電気通信回線を通じた提供」・同法101条1号の「譲渡等」に該当するか（第1事件）、及び我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、我が国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築するYらの行為が同法2条3項1号の「生産」に該当するか（第2事件）の点につき上告を受理し、それぞれ以下のとおり判示した。

(1) 第1事件（令和令和5年（受）第14・15号事件）

第1事件において、最高裁は、以下のとおり判示し、日本国外にサーバが所在する場合であってもYらの行為が「提供」及び「譲渡」に当たると認めた。

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが...）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、上記の提供が「電気通信回線を通じた提供」...に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、問題となる行為を全体としてみて、実質的に我が国の領域内における「電気通信回線を通じた提供」に当たると評価されるときは、当該行為に我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。そして、この理は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に関しても異なるところはないと解される。

本件配信は、本件各プログラムに係るファイルを我が国の領域外のサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、その行為の一部が我が国の領域外にあるといえる。しかし、これを全体としてみると、本件配信は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、本件各サービスは、本件配信により当該端末にインストールされた本件各プログラムを利用することにより、ユーザに、我が国所在の端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲の調整等がされた動画を視聴させるものである。これらのことからすると、本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によりされるものである本件配信が、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である」（傍線筆者）。

「また、本件各サービスは、本件配信及びそれに引き続く本件各プログラムのインストールによって、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置が我が国の領域内で生産され、当該装置が使用されるようにするものであるところ、本件配信は、我が国所在の端末において、

本件各装置発明の効果を当然に奏させるようにするものといえ、サーバの所在地や経済的な影響に係る事情も前記...と同様である。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、前記装置の生産にのみ用いる物である本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供としての譲渡等をしていると評価するのが相当である」。

(2) 第2事件（令和5年（受）第2028号事件）

第2事件について、最高裁は、以下のとおり上記第1事件と同様の判断理由を示し、「生産」該当性を認めた。

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが...、電気通信回線を通じた国境を超える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう『生産』に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である」（傍線筆者）。

【解説】

1 問題の所在

(1) 本件における問題

本件は、第1事件・第2事件ともに、ネットワーク関連発明についてシステムを構成するサーバが日本国外に設置されていることから、侵害行為の一部が日本国外において実施された事案であり、「属地主義の原則」を厳格に適用して日本国の特許権侵害（生産、電気通信回線を通じた提供及び譲渡等該当性）が否定されるかが問題となったものである。

(2) 属地主義の原則

特許権は、各国が独自に定める審査・登録等の手続を経て各国で成立することが原則であるから、特許権侵害訴訟においては、例えばA国で成立した特許権がB国で侵害された場合に特許権侵害が成立するか（A国特許権の効力がB国内の実施行為にまで及ぶか）という問題が生じる。

これについて、実務上は、以下のような「属地主義の原則」が採用されている。

「属地主義の原則」について、最高裁は、最三小判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁〔BBS 並行輸入事件〕において、「各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められること」を意味する旨判示し、その後、最一小判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁〔FM信号復調装置事件〕において、「各国はその産業政策に基づき発明につきいかなる手続でいかなる効力を付与するかを各国の法律によって規律しており」、「我が国においては、我が国の特許権の効力は我が国の領域内においてのみ認められるにすぎない」と判示している。すなわち、属地主義の原則とは、第1に、抵触法上の原則を定めたものとして、特許権の成立した国を連結点として準拠法を決定するというルールを意味し、第2に、特許権の効力についての実質法上の原則を定めたものとして、特許権の効力は特許権が成立した国以外に及ばないというルールを意味すると解されている³。

かかる「属地主義の原則」には明文規定は設けられていないが、従来より、パリ条約4条の2の工業所有権独立の原則、パリ条約2条の内国民待遇、法の沿革（君主の特権）あるいは産業政策、知的財産権保護に関する条約における暗黙の前提とされている点、法の適用に関する通則法17条、利益衡量等を根拠として、特許権に関する当然の前提と解されてきた⁴。

(3) 属地主義の原則に対する批判及び限界

特許権侵害訴訟において「属地主義の原則」を厳格に適用する場合、侵害行為の一部（発明の構成要件の一部に該当する行為）のみが日本国外で実施され、大部分の侵害行為が日本国内で実施された場合であっても、日本の特許権侵害は否定されることになる。

実際に、方法の発明に係る日本の特許権侵害が問題となった東京地判平成13年9月20日判時1764号112頁〔電着画像の形成方法事件〕において、「特許発明の全構成要件に該

³ 高部眞規子「実務詳説特許関係訴訟〔第4版〕」324頁（きんざい、2022）

⁴ 高部・前掲注5)323頁

当する全行程...の一部を日本国内において、残余を日本国外において実施することになり、国内においては方法の特許の技術的範囲に属する行為を完結していない」場合において日本の特許権侵害の成立を否定しており、過去の裁判例においても「属地主義の原則」は厳格に適用されていた。

一方、「属地主義の原則」に対しては、国際法上の用語である地理的適用範囲を画定する手法としての属地主義ではなく、一定の結論そのものを指すものであり、根拠とされる前記条約や法の沿革等も疑義を残している⁵、外国の裁判例においてはシステムや方法の一部が国外で行われる場合に特許権侵害を認めた事例がある⁶などとして学説上批判されており、構成要件の一部に該当する行為が国外で行われるような場合であっても、侵害という結果との関連で実施行為が全体としてみて国内で行われているのと同視し得る場合もある⁷との指摘も従来からなされていた。特に、インターネット関連技術が発達した近時においては、本件のようなネットワーク関連発明について、サーバが国外に設置されること等により容易に特許権侵害の責任追及を逃れることが可能となり妥当でなく、国境を越えて繋がるインターネット・ネットワークが急速に普及した現代社会においては「属地主義の原則」を厳格に適用することによる不都合性が指摘されるなど、「属地主義の原則」を厳格に適用することにつき疑問が呈されてきた。

かかる「属地主義の原則」による不合理性を受けて、学説上は、発明の本質的部分が日本で行われているときに特許権の行使を認める見解、主要な行為が国内で行われ、日本の特許権者のための排他的市場が実質的に害されているときに特許行使を認める見解、被疑侵害者が国内で自覚的に何らかの行為を行い、かつ日本国内で発明の効果が発生しているときに特許権行使を認める見解、行為地ではなく法益侵害の結果が生じる結果発生地・市場地を基準として判断すべきとする見解等が示されていた⁸が、本判決が下されるまで、特許権侵害訴訟において「属地主義の原則」の緩和を認めた裁判例は存在していなかった。

2 本判決についての分析

(1) 下級審判決

第2事件第1審判決は、「属地主義の原則...からは、上記『生産』は、日本国内におけるものに限定されると解するのが相当である。...『生産』に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要である」と判示し、前記東京地判平成13年9月20日と同様、属地主義の原則を厳格に適用して日本国の特許権侵害の成立を否定した。

これに対し、第1事件控訴審判決は、第2事件に先行して、特許権侵害訴訟における「属地主義の原則」の柔軟な解釈・適用を初めて認めた。同審は、サーバを国外に設置することで特許権侵害を容易に回避し得ることの不合理性を指摘し、提供行為が(i)当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、(ii)当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、(iii)当該提供が日本国の領域内に所在

⁵ 小泉直樹「いわゆる属地主義について：知的財産法と国際私法の間」上智法學論集45巻1号1頁

⁶ 飯島卓也・ジュリ1509号31頁

⁷ 高部・前掲注5)358頁

⁸ 東崎賢治ほか・JCAジャーナル70巻9号40頁

する顧客等に向けられたものか、(iv)当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、「当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう『提供』に該当する」と判示し、初めて、「属地主義の原則」を柔軟に解釈した上、日本国の特許権侵害成立を認めた。

その後、第2事件控訴審判決においても、第1審判決を変更し、第1事件控訴審判決と同様の理由を指摘した上で、「システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても」、①当該行為の具体的態様、②当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、③当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、④その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、「当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは…『生産』に該当する」として、生産行為についても、「属地主義の原則」の柔軟な適用を認めた。

(2) 本判決の位置づけ

本判決は、両事件ともに、「原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない」と判示し、原審の判断を維持することを明らかにしている。

両事件ともに、「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められる」として、前記FM信号復調装置事件を引用し、「属地主義の原則」の前記第2ルールを確認しつつ、控訴審と同様、問題となる行為を全体としてみて実質的に我が国の領域内における「生産」「提供」「譲渡等」にあたる場合に、日本国の特許権侵害の成立を認める旨を明示し⁹、サーバが国外に所在するため実施行為の一部が国外においてなされる場合であっても、「属地主義の原則」を柔軟に解釈して日本の特許権の効力を及ぼす余地を認めた。

一方、本判決においては、控訴審判決のような総合考慮的判断基準や考慮要素までは明示的に言及されていない。もっとも、第2事件においては、「本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示され」、「本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものである」という、被疑侵害行為が発明の効果をどのように生じさせるかという点(①、②及び③)、「被上告人が本件特許権を有することとの関係で…本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない」という経済的影響の点(④)が考慮されており、第1事件においても、同様の事情が認定されていることから、控訴審の総合考慮的基準が本判決

⁹ その意味で、本判決及び各控訴審判決は属地主義の原則を否定したものではなく、同原則は維持しつつ、「実質的に我が国の領域内で」侵害行為が行われたものとして、日本国の特許権の効力を及ぼすものである。

においても採用されていると考えられる¹⁰。

なお、控訴審では③及び④、(iii)及び(iv)の各考慮要素はいずれも実施行為の該当性を肯定する方向の事情として検討、評価されていたが、本判決においては、①及び②、(i)及び(ii)に係る事情（本件配信・本件システムの構築が、日本で本件サービスを提供する際の情報処理の過程としてなされること、及び日本の端末から本件サービスの提供を受けるためにアクセスすると当然に行われ、発明の効果を奏すること）を前提とした補助的事情として言及するように読むことができ、控訴審から一歩進んで各考慮要素の重みまで明らかにしているものとも解し得るとの指摘もある¹¹。

いずれにしても、本判決は、各控訴審判決の判断と同様に、発明の効果及び経済的影響という侵害結果に係る事情を考慮要素として、実質的に日本の領域内における「生産」、「提供」及び「譲渡等」と評価し得る場合に日本の特許権侵害を肯定するものであるが、本判決の判断は、「プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信である」場合及び「サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合」を前提としていると考えられ、あくまでも事例判決であって広く一般化し得る規範までを示したものではないと位置づけられる。

(3) 控訴審及び本判決に対する評価

両事件ともに、控訴審判決の結論自体を批判する論稿は特段見当たらないところ、控訴審の判断を維持して「属地主義の原則」を柔軟に解釈した本判決についても、結論については妥当なものであると受け止められると予想される。また、国際法的な比較の観点からは、主に侵害結果の観点から考慮要素を検討し、他国に比して柔軟な解釈による侵害認定の可能性を認める判断を示したものとして、先進的な判決と評価し得る。

一方、本判決以前においては、控訴審判決の示した判断基準に対し、明確性を欠き、事業者による予見可能性の点で十分とは言い難い¹²などの指摘もあり、最高裁による一層予見可能性の高い判断基準が示されることが期待されていた¹³。また、「属地主義の原則」によれば本来は特許権の効力を国外に及ぼすことはできないはずであり、システムの構成要素の一部であるサーバが国外にある場合にも日本の特許権の効力を及ぼすことは理論的に矛盾する

¹⁰ 産業構造審議会知的財産分科会・特許制度小委員会においても、本判決について、①発明の効果、②経済的な影響の2点を考慮要素と整理している。令和7年4月22日付産業構造審議会知的財産分科会第53回特許制度小委員会「特許制度に関する検討課題について」52頁

(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryu/01.pdf)

¹¹ 重富貴光・NBL1290号31頁

¹² 國分隆文「いわゆる属地主義の原則と特許発明の「実施」に関する試論」清水節先生古稀記念論文集『多様化する知的財産訴訟の未来へ』402頁（日本加除出版、2023）。なお、同著者は第2事件第1審の裁判長であるところ、同稿402頁以下において、「生産」が実施行為として認定される場合に国外のサーバの動作の差止や廃棄が認められる結果、全世界への配信を阻止できることになるが、かかる帰結は実質的に日本の特許権の効力を領域外に及ぼすものであるため、妥当でないところ、「生産」ではなくシステムの国内における「使用」を実施行為として選択することでかかる問題点を回避することができるのと同時に、第三者の予測可能性も高めることができる旨の指摘がなされており、参考になる。

¹³ 鈴木將文「越境的行為と特許権の侵害-ダウンゴ対FC2事件の2つの知財高裁判決をめぐって」年報知的財産法 2023-2024・19頁（日本評論社、2023）

ところ、かかる矛盾に対して、控訴審判決は、必要性の指摘と「実質的かつ全体的にみて」評価すべきとのみ説明するのみで、理論的正当化に成功していないとの指摘もなされていた¹⁴。本判決は、前記のとおり、各考慮要素について具体的事例に即した検討は示しているが、依然として、事業者にとって十分な予見可能性のある規範は示されていない、属地主義の原則との関係で理論的に正当化し得る説明がなされていないとも考えられる。産業構造審議会知的財産分科会・特許制度小委員会においても、本判決の分析として、各考慮要素に言及するものの他の事案にまで一般化し得る記載はなく、本件と異なる態様の被疑侵害行為について権利保護の予見性が低いとの懸念は解消されていないと指摘されており¹⁵、一般化された規範までは提示していないものと受け止められている。

3 本判決の意義

本判決は、ネットワーク関連発明に係る特許権について、システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合であっても、実施行為やシステムを全体としてみて実質的に実施行為が我が国の領域内における「生産」、「電気通信回線を通じた提供」又は「譲渡等」にあたり評価される場合は、日本国の特許権の効力を及ぼして特許権侵害を肯定することを明らかにした初の最高裁判例であり、従前より批判のあった「属地主義の原則」について初めて柔軟な解釈・適用を認めた事例として先例的価値を有する。特に、本判決では、控訴審が示した判断基準及び考慮要素についての判断を是認していると思われ、また、各考慮要素の具体的な事例における判断・評価手法の一例を示していることから、今後の同種事例の判断にあたっては、本判決の判断が踏襲されることが予想される。

もっとも、本件は、サーバの一部が海外にある場合における「生産」、「提供」及び「譲渡」についての判断を示したものであり、ネットワーク関連発明以外の発明に係る特許権侵害の場合やサーバ設置場所以外の要素も我が国の領域外で行われている場合等においても、同様に「属地主義の原則」の緩和が認められ得るか、また、認められるとしてどのような判断基準によるものであるかは必ずしも明らかにされていない。

一方、実施概念やインターネット関連の特許権侵害の場面について、特別の立法を検討する必要性について従前より議論されていた¹⁶。直近では、前記産業構造審議会知的財産分科会・特許制度小委員会において、実質的に国内の行為と認められるための要件を明文化する方向で議論がなされており、本判決を当該論点の検討を進めるにあたり重要な判決と位置づけた上で検討が進められている。同委員会においては、前記のとおり、本判決は、判断基準として必ずしも一般化可能な規範を示したのではなく、予見可能性が低いことは特許権者が特許侵害訴訟提起の判断にあたって躊躇する事情となる、事業者側が越境的なサービスを提供するにあたり一部が日本で実施されるような場合に日本の特許のクリアランス調査負担が過大となるなどの諸課題が指摘されている¹⁷。

本件と同種のネットワーク関連発明に係る特許権侵害訴訟の件数自体さほど多くないこと

¹⁴ 早川吉尚・令和6年度重要判例解説267頁

¹⁵ 前掲注10)53頁

¹⁶ 高部・前掲注5)358頁、鈴木前掲注13)19頁

¹⁷ 令和7年6月4日付産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会「特許制度等に関する検討課題について」26頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/54-shiryuu/01.pdf)

からすると、本判決に依拠した裁判例の蓄積による理論の精緻化は必ずしも期待できないように思われ、いかなる場合に実施行為が国内の行為として日本の特許権の効力を及ぼすことができるかについては、立法により明文化することが望ましいとも考えられる。一方で、国際的な調和の観点、過度な特許権者保護となるおそれや立法により明確な基準を示すことは可能であるかといった問題点も存在し、立法による解決には懸念も存在する。今後は、本判決の判断内容を分析した上、予見可能性の問題や「属地主義の原則」の緩和を認めて日本の特許権の効力を及ぼすことによる弊害等につき検討を重ねた上、実施行為概念の立法化ないし理論の精緻化に向けた議論の蓄積が期待される¹⁸。

このように、本判決は、ネットワーク関連発明に係る特許権侵害訴訟における「属地主義の原則」の解釈にあたっての規範・考慮要素を示したものとして、同種の越境的なインターネット関連サービスについてのネットワーク関連発明に係る特許権侵害の成否検討にあたり参考になるとともに、今後の立法政策過程においても重要な判例として議論の土台となるものとして、実務上重要な意義を有する。

¹⁸ 令和7年6月3日付け知的財産戦略本部「知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～」
(kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf) 49頁においても、「ネットワーク関連技術の発展による国境を跨いだサービスの増加を踏まえ、ネットワーク関連発明における国境を跨いだ発明の実施について、サーバー等が海外にあることで容易に侵害を回避し得るところ、発明の構成要件の一部が国外にある場合であっても、実質的に国内の実施行為と認める要件の明文化について、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずる」ことが施策の方向性として示されており、本判決を踏まえた今後の法改正が期待される。

【監修】



工藤 良平（弁護士）
E-mail: rkudo@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2011年弁護士登録、Columbia Law School (LL.M.) 修了。知財（特許、著作権等）、IT・サイバー法、産学連携、訴訟・紛争解決を得意とする。

【文責】



小林 郁也（弁護士）
E-mail: fumiya.kobayashi@iwatagodo.com

2021年中央大学法学部卒業、2023年裁判官任官、2024年弁護士登録。訴訟・紛争解決、知的財産法、情報・テクノロジー分野、その他企業法務一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。